

コーポレートガバナンス機能強化支援

近時、改正会社法や東証コーポレートガバナンス・コード（CGコード）が施行された反面、ガバナンス機能の不全に起因した大規模な企業不祥事が相次いで表面化しています。現状のガバナンス機能を再点検し、さらなる機能強化に取り組むことは、上場会社をはじめとしてすべての会社の取締役会にとって重要な経営課題です。

プロアクト法律事務所では、コーポレートガバナンス機能強化に取り組もうとする会社に対し、以下のサービスメニューを用意しています。

具体的なサービス

1. 取締役会のガバナンス機能の評価診断と機能強化のための提言

取締役会にオブザーバーとして陪席し、付議基準、付議される議案の内容、付議資料の内容、議長の議事進行、各取締役・監査役の発言内容、議事録の作り方などをつぶさに検証します。そこから、取締役会がガバナンス機能を十分に発揮しているか、取締役が免責されるための「経営判断原則」の要件を充足しているかを評価診断し、さらなるガバナンス機能強化のための改善策を提言します。

➤ 期間は6カ月間、費用は月額制が原則となります。

2. 東証 CG コードへの対応支援

東証 CG コードへの対応として、コーポレートガバナンス報告書の作成、コーポレートガバナンス基本規程の策定、Explain 項目を Comply 項目に変えるための実務対応などを助言します。

➤ 期間は3ヵ月、費用はタイムチャージ制または月額制が原則となります。

3. 取締役・監査役トレーニング

CGコード原則 4-14 が求める取締役・監査役のトレーニングを受託します。

CGコードの各原則を深く理解して実務に活かすための役員研修を行います。

さらに、いくつかのテーマ（M&A、不祥事対応、海外子会社管理などご要望に応じます）を想定したシナリオを作成して、取締役・監査役にご出席いただいて「模擬取

締役会」を開催し、そこでの質疑の内容を専門家の観点から講評し、改善策を提言します。

➤ 期間は応相談、費用はタイムチャージ制または月額制が原則となります。

4. 監査役会（監査委員会）のための顧問

監査役会（監査委員会）はコーポレートガバナンス機能強化にとって重要な役割を担いますが、会社の顧問弁護士は業務執行側の顧問であるため、監査役会（監査委員会）が日常的にコミュニケーションして有益な助言を受けることは難しいという現状があります。そこで、監査役会（監査委員会）のための顧問業務を受託し、監査機能の強化や、個別の案件に対する監査役会（監査委員会）としてのあるべき対応について助言します。

➤ 期間は1年間、費用は月額制が原則となります。

<お問合せ・ご連絡先>

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-12-13
ザイマックス神谷町ビル 7 階 プロアクト法律事務所
TEL 03-5733-0133 / FAX 03-5733-0132
<http://proactlaw.jp/>